

協議事項38

第3期神戸市教育振興基本計画の策定方針の変更について

第3期神戸市教育振興基本計画の策定方針の変更について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和2年1月14日提出

第3期神戸市教育振興基本計画の策定方針の変更について（協議）

1 計画の概要

- 教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（努力義務）。
- 神戸市教育振興基本計画は、第1期（平成21～25年度）、第2期（平成26～30年度）を経て、第3期（平成31～令和5年度）計画策定に向けて検討を進めてきたところ。

2 経緯

- 「組織風土改革のための有識者会議」の議論を待って、平成31年2月に当計画の検討委員会を設置し、検討を進め、令和元年9月の文教こども委員会に計画素案を報告し、同月末の当有識者会議の最終報告の提出を受け、10月にパブリックコメントを予定していたところ。
- しかしながら、教員間におけるハラスメント事案を受け、その調査を踏まえた再発防止の取組等について、追記・修正を検討するため、パブリックコメントの実施を延期した。
- 今般、調査委員会への資料提出漏れにより、調査報告は遅延することとなったことから、本計画の策定スケジュール等についても変更が必要となり、年度を超えることになったもの。

3 変更内容

（1）計画期間

令和元～5年度（5か年計画）を改め、令和2～5年度の4か年計画とする。

なお、令和元年度が計画の空白期間となることに伴い、

- ①教育委員会のPDCAの点（毎年度の点検・評価）や、
- ②学校教育目標の設定から学校評価に至る各学校のPDCAの観点で支障が生じないように、計画素案も必要に応じて学校と共有するなど、対応に留意する。

（2）今後の策定スケジュール（予定）

- ①調査報告書の提出を受け、計画素案を追記・修正の上、教育委員会会議で議論
- ②神戸市会文教こども委員会で報告し意見を伺った上で、パブリックコメントを実施（1か月）
- ③パブリックコメントの結果等を踏まえた最終案を神戸市会文教こども委員会に報告し意見を伺った上で、教育委員会会議において議決、計画策定（5～6月頃）

なお、本計画では、計画範囲を神戸市教育委員会が所掌する教育施策に絞り、重点化を行っていることから、計画期間を令和2年度からに変更することに伴い、教育委員会から市長部局に移管する事務については、基本的に計画の対象外とする方向で調整していく。